

## 平成30年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第60号	平成30年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	5月30日
議案第66号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第67号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第68号	宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第69号	宝塚市営霊園永代管理料基金条例及び宝塚市営霊園運営基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第70号	宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第71号	宝塚市立文化芸術センター条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第73号	市道路線の認定変更について	可決 （全員一致）	

### 審査の状況

① 平成30年 5月25日 （議案審査）

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子  
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

② 平成30年 5月30日 （議案審査）

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子  
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

③ 平成30年 6月20日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子  
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

（◎は委員長、○は副委員長）

**議案番号及び議案名**

議案第60号 平成30年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

**議案の概要**

加圧所用地を取得するため、資金的収入の既決予定額を4千万円増額し、補正後の予定額を34億1,765万1千円と、資金的支出の既決予定額を4千万円増額し、補正後の予定額を36億6,863万1千円としようとするもの。

新庁舎建設事業について、13億2,234万3千円の債務負担行為を計上しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 新庁舎建設に当たり、実施設計に向けた関係課からの確認、要望、検討事項を挙げた66項目のリストが議会へ提出されている。平成29年11月17日の議員総会で基本設計の見直し案が出されているが、それに対して出てきた一番最後の課題ということか。

答1 市民及び市議会からの意見等を踏まえて基本設計の見直しを行ってきたが、この66項目の検討事項リストは、最終的に残った、庁内関係課からの確認、要望、検討事項を整理したものである。

問2 上下水道局は設計部門を持っていないことから、新庁舎建設に当たり、市長部局に対して当初、どんな要望を出していたのか。

答2 大きなポイントとしては、床面積については現状確保、また公用車駐車場と倉庫の場所をできるだけ事務室に近いところへの設置を要望した。

問3 新庁舎建設の中で、「ひ・ろ・ば」が重要視されているが、場所としては道路で間仕切られ一体的な利用が難しいところである。一方で末広中央公園や河川敷にも十分な広場があり、さらに文化芸術施設にもお金をかけ広場をつくるが、将来どう見通しているのか。コンセプトには、民間団体がイベント等で利用できるようなイベントに対応した作りこみを行うと書かれているが、それを企画し活用するのはどの部署が担当するのか。

答3 コンセプトには、民間団体がイベント等で活用できるようにと記載しているが、具体的にはどこがそれを担当し、どう活用するのか議論していない。当面は、阪神シニアカレッジや阪神福祉事業団の施設などの県の施設ができ、関係者が利用することとなる。

問4 当初は、文化芸術施設・庭園整備事業と新庁舎・ひろば整備事業を同時に実施す

ることに対する財政的な懸念から、新庁舎・ひろば整備事業のほうを延伸した。しかし、現在の上下水道局庁舎の耐震性の問題などいろいろ意見があり、結果的に新庁舎・ひろば整備事業も実施することになったが、財政上の問題は解決したのか。

答 4 新庁舎・ひろば整備事業を3年延伸した場合は、平成30年度から平成32年度までの3年間のこの事業の一般財源の歳出はゼロであったが、事業を実施することによって、平成31年度は1億5,500万円、平成32年度は1億300万円の支出が発生する。今の財政見通しでは平成31年度は900万円、平成32年度は7,200万円の不足額を予定していたが、そこへ各年度の支出が上乗せされることになる。引き続き、行財政改革の取り組みの中で、不足額を解消していきたい。

問 5 行財政改革により、不足分に当たる金額を削減できる見込みはあるのか。

答 5 大型事業が重なっている段階をどう見るかだが、もともと実施計画の財源の中で事業を実施するということがあったことから、今後の実施計画全体の中で考えることになる。既存の行財政改革の取り組みによりその財源を捻出するのではなく、行革も含めた全体の事業の調整の中で財源の充て方を考えていく。

問 6 水道企業会計側では、当初予算や実施計画上のものから大きな変更はあるのか。

答 6 平成28年度に策定した経営戦略において上下水道局庁舎の整備費を見込んでいたため、経営戦略上の見込み期間からは整備完了年度がおくれ気味であるが、現上下水道局庁舎の解体費用以外は基本的に100%公営企業債で対応する計画である。従来計画と同じであるため、新庁舎建設事業実施により極端に負担が大きくなり経営上支障を来すような状況はない。

問 7 老朽化した上下水道局庁舎の建てかえにとしては、市長部局のほうに所有割合に応じた事業費の負担割合が大きいというが、どういうことか。また、その負担割合は、2年ほど前の当初の想定と大きく変わっているか。

答 7 執務室の割合でいくと上下水道局のほうに大きいというが、カフェやピロティの大部分は市長部局が事業費を持つため、負担割合は市長部局のほうに大きくなる。また、当初想定した案分の考え方は変わっていない。

問 8 耐震構造でW型の鉄骨を採用しているが、イメージ図を見るとそれが建物内でむき出しのところもある。市民がぶつくと危ないと思うが、安全対策はどうするのか。専門家からも疑問の声があるが、安全性に関する指摘を受けたことはないのか。

答 8 W構造の約2メートルより下の部分は近づけないようなしつらえをし、安全性を確保したいと考えている。現段階で大幅な変更は難しいが、安全対策に関しては再度庁内で検討したい。

問 9 当初の要望では障がい者用トイレが1階にないので設置することとあるが、図面

の各階にあるHWCの表示はその意見を取り入れ、改善されたものか。

答9 1階、2階部分の図面の中で、HWCとあるのが障がい者用トイレになる。

問10 当初、上下水道局は公用車駐車場と倉庫をできるだけ執務室の近くに設置してほしいと要望しているが、現在の設計図では執務室から公用車駐車場は相当離れている。せっかく費用をかけて新庁舎をつくるのに、執務室から公用車駐車場まで距離がありすぎて結果的に不便になるようなので、検討が必要では。

答10 上下水道局としては、公用車駐車場はどうしても設計上離れざるを得ないとなったとしても、せめて公用車駐車場と倉庫は近接した場所に設置してほしいという要望は伝えた上で、基本設計案に了解してきた。

問11 この施設にピロティをつくる必要性はあるのか。

答11 基本設計や基本計画の中で有識者検討会を開催し意見を聞いた上でまとめたきたコンセプトでは、新市庁舎の1階部分は県道と中庭空間をつなげるピロティ空間とし、県道と市庁舎の一体的なにぎわいづくりを行う、またピロティは半屋内の活動空間として災害時の活動・避難スペースとしての利用を想定したしつらえとするとしており、県道と隔離しないような設計をし、設置することとしている。

問12 今回、URが所有していた203平方メートル余の仁川団地加圧所用地を買い取るのことがだが、当初は買い取らないで利用する計画だった。仁川団地以外の広い範囲で加圧するために、買い取らざるを得なくなったということか。

答12 阪神水道受水事業に伴い、老朽化した高丸加圧所を廃止して仁川団地加圧所を新高丸加圧所として再整備し、その機能を持ってくるよう今回計画をした。仁川団地加圧所は、開発時にURが仁川団地エリアを給水するためだけに整備したもので、当初は市は借地していたが、この土地の使用貸借契約の条件は仁川団地エリアの供給のみであった。今回の計画は仁川団地加圧所から高丸下配水池まで送水するものであり、加圧所用地取得に向け、平成28年からURと協議を進めてきた。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第66号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

宝塚ガーデンフィールズ跡地に新たに都市公園として宝塚文化芸術センター庭園を設置し、指定管理者による管理運営を行うこととするほか、都市公園における許可に係る使用料について、実態に見合った適正な額となるよう見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 条例第4条第1項で、興行や競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しに係る許可に伴う使用料の日額を、1平方メートル当たり、興行の場合は517円から48円に、競技会以下その他の場合383円から16円に変更する。それによる効果は。また、他市と比較しても高額な使用料の料金設定となっていた経過は。

答1 もともと公園は不特定多数の方が利用する施設であるため、集会やコンサートといった独占的な利用に関しては特に公益性の高いものに特化して許可していたが、社会情勢や市民のニーズが変化し、公共性のみならず、集会やコンサートなどにも利用したいという市民の強い要望に対しても認めていくという考えの中で、改めてこの使用料の料金設定を見ると他市に比べ相当高いということで、利用しやすいよう見直したもの。また、今までの金額設定については相当以前のことであるため、設定の経緯は十分わからない。

問2 変更した料金設定の算出根拠は。

答2 宝塚市行政財産使用料条例第2条第1項の規定に基づき算出している。

問3 宝塚文化芸術センター庭園の駐車場の中で、障がい者用レーンの場所や台数、動線はどうなっているのか。

答3 障がい者専用レーンについては、宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例第8条「駐車場」の項に基づき、幅3.5メートル以上の車椅子使用者用駐車施設の表示を設けた車椅子使用者専用駐車場スペースを1台分確保することとしており、一番施設に近い位置など、利便性の高い場所に設置する予定である。

問4 条例上、車椅子使用者専用駐車場スペースは1台分の設置であるが、裁量によって2台分や3台分とすることは可能か。

答4 200台以下の駐車場については駐車台数の50分の1の専用スペースを設けるこ

ととなっているため、12～13 台の駐車場という規模から考えると 1 台分の設置となる。1 台以上という基準でもあるため、ふやすことも考えていきたい。

問5 駐車料金の想定が普通車 1 台 1 時間 400 円だが、近隣の宝塚文化創造館の駐車料金は 20 分 100 円ということから考えると少し高目の設定となっている。これはあくまで上限金額の設定であり、実際の料金は指定管理者との協議の上で低く抑えられるものと考えられるか。

答5 そのように考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第67号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
宝塚山手台地区及び東洋町地区における地区計画の変更に合わせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地、構造又は用途に関する事項の制限を、建築基準法の規定に基づき、地区計画区域内における建築物の制限として変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b> なし
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）

平成30年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第68号 宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	土壌汚染対策法の改正により、汚染土壌処理業に係る譲り渡し及び譲り受け、法人の合併及び分割、相続の承認に関する申請手続が追加されたことを受け、各承認申請の手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	なし
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）



平成30年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第69号 宝塚市営霊園永代管理料基金条例及び宝塚市営霊園運営基金条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
本年度から宝塚市営霊園事業費特別会計を設置したことに伴い、基金積立額に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第70号 宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の制定について

**議案の概要**

北部地域における少子高齢化や空家の増加などの課題に対応し、地域の実情に合わせた土地利用規制の弾力化を行うことを目的に、市街化を促進しない開発行為及び建築物の新築等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 市街化調整区域における市街化を促進しない開発行為・建築物の新築等を、長期居住者のための住宅や新規居住者のための住宅に関して許可するというものだが、長期居住者の判断として「北部地域に10年以上居住し、居住していた者」という点については、住民票によって確認をするということか。

答1 戸籍の附票等により確認をするということを考えている。

問2 市街化調整区域のそのエリアには住んではないが、営農も含め、そこへ10年以上仕事で通う人がそこに建築するというケースは想定できないか。

答2 まれに発生する可能性はあると思われる。その場合、条例上は許可できないが、もともと開発審査の許可において、一定の基準があり、その内容と異なる場合に審査会に諮り許可をするという可能性がある。そういったケースが一定以上ふえてくれば、その要件を条例化することも必要と考えている。

問3 市街化調整区域である西谷地域で、まちづくり基本条例に沿った形でいくと、こうした開発行為や新築等に賛同していただける区域はあるのか。

答3 この条例のパブリック・コメントに先立ち、今まで地元へ何度か入っている。その中で、一部の自治会において、若干建築できる用地があると聞いているので、条例が制定されれば、1例でも実現できるよう、地元へ働きかけていきたい。

問4 市街地調整区域の現世帯数の把握として、大字大原野というくくりがなされているが、大原野の中には東部、中部、西部といった各集落があり、消防団もそのように分かれている。大原野全体でまとめてしまうと参考にならない。各集落の世帯数と人口は把握しているか。

答4 市の統計が、現在は大字ごとにくくられた人口となっているので、市の統計データを細分化する必要があるが、現段階でそれがどこまでできるか検討がつかない。今後、自治会単位での市への登録をできるだけ確認し、数量的なものはつかんでい

きたい。

問5 北部地域の人口は現在2,500人余と資料にあるが、以前には3千人という人口規模に戻すことが目標と聞いていた。新名神高速道路ができただけでは活性化はせず、これを進めるためにはどれだけ行政が地元へ入って行って説明し、理解を求めていくか、これからも行政の働きかけが大事だと思うが、市の考えは。

答5 この条例が制定されただけで人が集まってくるわけではなく、例えば農地があり、仕事があり、そこへ移り住むことで有効に人が呼べる。北部地域まちづくり基本構想の中、庁内連携し、各部署が活性化に向けた取り組みを継続して行っていくとともに、今まで法律で規制されていた人がそこへ住みたいということに対して今回一定の緩和条件を定めることで、今後、人を呼び込めるよう頑張っていきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第71号 宝塚市立文化芸術センター条例の制定について

**議案の概要**

宝塚ガーデンフィールズ跡地において、新たな文化の創造と市民の交流の場として宝塚市立文化芸術センターを設置し、指定管理者制度による管理運営を行うため、条例を制定しようとするもの。

併せて、宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園に係る指定管理者選定委員会を設置するため、宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点 1 指定管理のあり方について**

**<質疑の概要>**

問1 ペット同伴の入館について、市としてどう想定しているのか。

答1 条例上は全てのペットが不可というわけではなく、周りに迷惑をかける動物に限定して制限している。ペットの扱いや範囲など、運営上の詳細は指定管理者と協議の上、決めていくことになる。

問2 サブギャラリーの北側に6台分のバイク駐車場があるが、どの程度の排気量のバイクを想定しているのか、大型バイクまで駐車できるのか。

答2 設計段階では排気量50ccまでの原付バイクを想定している。

問3 指定管理を行うに当たっての基本的な考え方の整理は現時点でできているのか。

答3 基本的な考え方は、募集要項や仕様書に示すこととなる。最終的な仕様書は、現段階ではまだ作成していないが、仕様書の骨格部分は管理運営の基本方針の中で定めている。

問4 この施設を指定管理する上で、学芸員の配置を条件とする予定か。

答4 指定管理者に対しては学芸員3名の配置を求める予定である。

問5 この施設はなぜ美術館としての施設運営をしないのか。

答5 これまでもこの場所に美術館をつくることはなく、文化芸術の拠点をつくらうとして進めてきたもの。今回の管理運営の基本方針において、この施設は文化芸術の複合施設を整備していくとしている。

問6 管理運営の基本方針にある「オンリーワンの魅力」とは何なのか。

答6 本市にとって濃密な都市の記憶が深い土地であること、手塚治虫記念館もあり、

周辺に文化の集積地があること、普通の庭園ではないこと、市民サポーターに支えられている施設を目指そうとしていること、この4つをオンリーワンの魅力としてアピールしている。

問7 市立文化芸術センターの土地のマイナス面をどう捉えているのか。

答7 この土地の課題としては、駐車場不足及び地形的に高低差があること、花のみちからのアプローチが道路で分断されており、交差点は2段階で渡らなければならないことなど、弱点も多々あると認識している。

問8 管理運営の基本方針の中でエリアマネジメントという言葉があり、この施設と連携することで相乗効果が期待できるとある。このエリアマネジメントの意図は。

答8 中心市街地の公の施設だけではなく、商業施設やホテルなど文化に関連するさまざまなものをエリア全体で考えていくために、エリアマネジメントという言葉を使っている。また、市として管理運営の基本方針の中で（仮称）文化芸術拠点連携促進協議会を設置することを提案している。

問9 災害発生時、国内及び海外から訪れる観光客はどこに逃げたらいいかわからない。安心して楽しんでもらうためにも、市立文化芸術センターに防災ユニバーサルデザインの看板設置が必要だと考えるが。

答9 防災Wi-Fiなどの形で避難誘導や災害時にできる対応は当然求められる。そういった施設の整備についても防災部局と連携して取り組んでいきたい。また、指定管理者選定時には緊急時の危機管理体制の確立は大きな選定ポイントとなる。指定管理者決定後は、危機管理体制に関する計画等の提出を求め、安全安心を守っていくよう、対応していく。

問10 管理運営の基本方針では指定管理者のインセンティブとして、指定管理者指定後は、展示事業について双方で協議して定めるとしているが、基本的には指定管理者の提案を尊重していくこととしている。しかし、市の独自事業をこの会場で一番いい時期に実施したいとしたとき、指定管理者の提案事業と重なる可能性があるのではないか。その場合は市が優先されてしまうのでは。

答10 指定管理者の募集要項の段階で明確にしないといけないと考えている。本市の市展は収益性のあまりない事業だが、この施設でぜひ実施したい。また、宝塚市ゆかりの事業なども実施したいと考えており、一定の制約をした上で事業を提案していただこうと考えている。

問11 指定管理料の中には、細かい施設修繕費も含まれているが、修繕の範囲は明確になっているのか。

答11 修繕については、60万円を1つの基準とし、梁など建物の構造の骨格に係る

修繕については市で負担していくこととしている。

問 1 2 管理運営の基本方針にある「宝塚ならではのライフスタイル」とはどのようにイメージしたらよいか。

答 1 2 この場所で体験されたこと、その体験を通して、自分の日常生活がクオリティーの高いものになっていくことを実感し、こういう文化芸術のある暮らしが素晴らしいと感じていただいたときに宝塚ならではのライフスタイルを知ってもらえるものと考えている。

問 1 3 手塚治虫記念館への来館者が市立文化芸術センターに行くかどうかということが大きく関係すると考える。手塚治虫記念館の企画展に年間どれくらいの入館者があるのか、また、リピーター率は。

答 1 3 手塚治虫記念館では通常年 3 回企画展を開催しており、年間 10 万人の来館者がある。3 回の企画展に分散して来館するとして、一つの企画展で約 2~3 万人が来館する試算となる。また、来館者のアンケートから多くのリピーターが訪れているものと分析している。

## 論 点 2 条例の妥当性について

### <質疑の概要>

問 1 (仮称)文化芸術拠点連携促進協議会の位置づけが条例に明記されていないが、位置づけや根拠はどこでどう規定されるのか。また、いつ頃規定されるのか。

答 1 条例ではなく、市の要綱等で、これから規定していきたい。また、指定管理者の募集手続を開始するときには内容を決めておかなければならないと考えている。

問 2 市立文化芸術センターの友の会を提案してきたが、いつぐらいから準備してスタートできそうなのか。

答 2 まずは早期に建築費の寄附を募りたいと計画しているところであり、寄附については本年の夏頃には周知していきたい。事業に係る友の会については、現在研究している段階である。

問 3 条例上では開館時間は午後 10 時までとしているが、夜間における使用については管理運営の基本方針や条例のどこにも規定されていない。この施設では夜間利用を考えていないのか。

答 3 市としても夜の演出の可能性を模索したいと考えている。指定管理者の募集時には各事業者から夜の演出等で積極的に提案をいただけることを期待している。

問 4 市立文化芸術センターの開館時間が条例第 7 条で午前 9 時から午後 10 時までの時間の範囲内とされているが、管理運営の基本方針ではメインギャラリーやアトリ

エが午後5時まで、キューブホールやライブラリーは午後6時までと例示されている。条例上の午後10時までを基準として考えるべきではないのか。

答4 基本方針の中での想定は、市が最低限ここまで想定していることを事業者へ示すもので、市が現時点では最低、予算でここまでは見ているという意味である。

問5 条例第10条の利用許可の制限について、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるときとある。他の美術館では、体の欠損を表現した作品が差別的や破滅的ではないかなどと問題になったこともある。作品の展示の判断は指定管理者が行うことになるのか。

答5 日常的に難しい判断が出てくると思われる。どういうものを許容するか、設置者である市が、承認する仕組みやマニュアルをつくる必要があると考える。

問6 施設利用に向けての運営規則等はいつ定められるのか。

答6 平成30年度末までに指定管理者を決定したいと考えており、平成31年度は開館準備を進める予定である。指定管理者と開館準備の協議を進める中で規則等を決めていく予定としている。

問7 この施設で実施する事業として、条例第3条第6号に市長が必要であると認める事業の実施が定められている。文化芸術だけに限らない事業が想定されているのか。

答7 第6号は例外的な場合の規定であり、第4号で文化芸術を通じた関連分野における施策と連携した事業の実施及び市民交流の場の提供として示している。地域の活性化も含めた産業分野の施策に関する事業についてもこの第4号に基づき、事業として実施していきたい。

問8 市職員から募集したアイデア全113事業の一覧という資料があるが、内容ではソリオホールや公民館、国際・文化センターなどで実施していた既存事業が多い。開催場所を市立文化芸術センターへ移すことになるだけで、市全体で見れば利用者がふえるわけではない。これまで開催していた施設の利用者が減る可能性があるのではないか。

答8 この資料は、市立文化芸術センターが2年後にオープンする時に、どのように施設の活用が考えられるか、全庁的に各部が自らのこととして考えることが重要と考え、市職員から募集したアイデアの一覧であり、必ずこの施設で実施する事業というものではない。

問9 この施設で行う事業として、条例第3条第4号で「市民交流の場の提供に関すること」とあるが、ここだけが別の性格のものに読める。管理運営の基本方針では一貫して文化芸術と書かれている。市立文化芸術センターは、美術館でもない文化芸

術の複合施設であり、この施設の性格を一番に掲げないと、ただの多目的施設になってしまう。市としてどう考えているのか。

答 9 市民交流とあるのは、文化芸術を通じた活動をする交流の場であることが大前提である。市民の交流というキーワードがあって、その価値観を大事にしているのであり、文化芸術から離れて何をやってもよいというわけではない。

問 10 手塚治虫記念館から市立文化芸術センターへ行く直線の連絡通路があるが、庭園を分断してしまう。この通路はどうなっているのか。

答 10 雨でも傘を差さずに行けるという連絡通路で、カフェへつなぐ動線としていたが、現時点ではカフェが誘致できず、動線の必然性が低下している状況にある。工事の詳細設計はできているが、今後、最善の内容を改めて検討していきたいと考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）



平成30年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第73号 市道路線の認定変更について	
<b>議案の概要</b>	
都市計画法に基づく土地の帰属により終点地番の変更をしようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）